

別添

**有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム
調査報告書**

平成22年6月

目 次

I 検討チーム設置の目的等

1. 検討チーム設置の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 検討チームメンバー及び開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 有線音楽放送業界の正常化に係る行政の取組の検証

1. 有線音楽放送業界の正常化に向けた取組の経緯・・・・・・・・・・ 2
2. 検証に当たっての基本的な視点と検証の方法・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 検証に当たっての基本的な視点
 - (2) 検証の具体的方法
3. ヒアリングの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) ヒアリングの概要
 - (2) ヒアリングの結果
4. 正常化遅れの原因について（調査結果を踏まえた評価）・・・・ 10
 - (1) ㈱大阪有線放送社の正常化完了前（平成 12 年 3 月まで）
 - (2) ㈱大阪有線放送社の正常化完了後（平成 12 年 4 月以降）
5. 今後の有線音楽放送業界の正常化に向けた提案・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 事実関係を証する資料の提出
 - (2) 正常化協議会における検証等
 - (3) 正常化期限の説得的根拠の追究
 - (4) 外部有識者の意見聴取
 - (5) 業務停止命令等による厳正な対応

I 検討チーム設置の目的等

1. 検討チーム設置の経緯

いわゆる有線音楽放送事業は、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和 26 年法律第 135 号。以下「有線ラジオ放送法」という。）により規律される有線音楽放送を行うサービスである。有線音楽放送事業を行おうとする者は、有線ラジオ放送法第 3 条及び第 3 条の 2 に基づき、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく道路占用許可や、電柱所有者の承諾等を得た上で、総務大臣に対し、業務開始の届出を行うことが求められている。

しかしながら、昭和 40 年代後半以降、有線音楽放送事業者の一部が、道路法に基づく許可を取得せず、あるいは電柱所有者の承諾を得ないで電柱への添架を行う等、他人の財産権を侵害して有線音楽放送施設の設備を設置し、業務エリアの拡大を図り、その結果、有線音楽放送業界全体に違法状態が蔓延した。

業界最大手の㈱大阪有線放送社（平成 12 年 4 月、㈱有線ブロードネットワークスに社名変更。同 17 年 3 月、現社名の㈱USEN に変更。）は、主管官庁である総務省（旧郵政省を含む。以下同じ。）ほか関係機関の強い働きかけなどによって平成 12 年 3 月に正常化¹を完了したが、業界第 2 位であるキャンシステム㈱においては、未だに正常化を完了していない状況にあった。

そこで、原口総務大臣の指示により、今後の有線音楽放送業界の早急な正常化に資するため、これまでの有線音楽放送業界の正常化に向けた取組の経緯や事業者及び省庁担当者らのコンプライアンス意識等について調査し、今後の正常化に向けた取組のための検証を行うことを目的として、内藤総務副大臣の下、「有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム」が設置され、同年 3 月 9 日に第 1 回が開催された。

本検討チームでは、過去の経緯について迅速な検証を行い、今後の対応を整理するため、まず、これまでの有線音楽放送業界の正常化の遅れと有線音楽放送業界の正常化に対する総務省の取組について、過去の資料の精査及び担当者へのヒアリングによる調査を行い、その内容について検証を行った。

また、本報告書においては、このような過去の経緯の検証により抽出した行政の対応の問題点も踏まえつつ、今後の有線音楽放送業界の正常化に向けた対応について、具体的な提言を行うものとする。

2. 検討チームメンバー及び開催状況

本検討チームは、内藤総務副大臣による検討チームとして設置され、以下の 5 名で構成されている。

ないとう まさみつ 内藤 正光	総務副大臣
はせがわ けんせい 長谷川 憲正	総務大臣政務官
おおたに かずこ 大谷 和子	㈱日本総合研究所 法務部長
おかむら ひさみち 岡村 久道	弁護士、国立情報学研究所客員教授
きそ ゆたか 木曾 裕	弁護士、公認不正検査士

本検討チームは、3 月 9 日に初会合を開催し、約 1 ヶ月半の期間の間に集中的な調査

¹ ここに正常化とは、自社の管理するすべての有線ラジオ放送施設について、業務開始の届出を行うことを言う。

を行い、これらの調査結果を踏まえた検討を行った。検討チームの開催自体は合計3回であるが、その間、調査結果をメールによりメンバー間で共有し、必要に応じ、メンバー間で協議する等により、効率的な取りまとめを心がけた。

日付	主な内容
3月5日	検討チーム設置
3月9日	第1回会合 有線ラジオ放送の正常化に関する主な経緯 担当者ヒアリングについて
3月31日	第2回会合 キャンシステム㈱に対する報告徴求の結果について 有線音楽放送正常化中央連絡協議会の開催について 担当者ヒアリングの結果について
5月12日	第3回会合 とりまとめ(案)について

II 有線音楽放送業界の正常化に係る行政の取組の検証

1. 有線音楽放送業界の正常化に向けた取組の経緯

昭和40年代後半以降、㈱大阪有線放送社及びそのグループ会社は、道路法に基づく道路管理者の許可を取得せず、あるいは電柱所有者の承諾を得ないで放送設備の電柱への添架を行い、急速に全国に業務エリアを拡大していった。その違法な業務拡大は、道路管理者及び電柱所有者等から問題視されただけではなく、競合サービスを提供する既存の有線音楽放送事業者との間に軋轢を生み、さらには国会質問や新聞報道等で大きく取り上げられることで、社会問題化していった。

これに対し、国土交通省（旧建設省を含む。以下同じ。）は、㈱大阪有線放送社及びそのグループ会社について、違法の施設数も多く、非常に悪質であるとして、道路占用許可を得ていないことについて、道路法に基づく指導を繰り返していた。また、当時の電電公社、電力会社においても、㈱大阪有線放送社を相手取り、不法に電柱に添架された有線ラジオ放送設備撤去の仮処分申請を行う等の対応をしていたが実効性が十分に上がらなかった。

このため、昭和58年、議員立法により、有線ラジオ放送法が改正され、道路法の許可その他の関係法令に基づく許可や、電柱所有者の承諾等を受けずに設置されている設備を用いて有線ラジオ放送を行ってはならないこととし、有線ラジオ放送事業の業務開始の届出においては、これらの許可及び承諾等の事実を証する書類を添付すべきこととされた。また、併せて、この規定に違反する場合には業務停止命令等の処分を行うことができるようになった。

本改正を受け、総務省は改正有線ラジオ放送法に基づき、㈱大阪有線放送社及びそのグループ会社に対し、正常化に向けた行政指導を行ったものの、同社が正常化を拒んだため、昭和59年及び翌60年、㈱大阪有線放送社及びそのグループ会社2社に対し、有線ラジオ放送法に基づき、2度の業務停止命令を行った。しかしながら、これらの社は2度の業務停止命令に従わず、あろうばかりか総務省職員に対し、激しい抗議行動を繰り返すとともに、違法な電柱添架の拡張等に及んだため、総務省は昭和60年にこれらの社を告発し、社長らが逮捕される結果となった。

その後、㈱大阪有線放送社から正常化を行いたい旨の意思表示があり、平成元年には有線音楽放送業界全体の正常化を目的として、「有線音楽放送正常化中央連絡協議会」

(以下、「正常化協議会」)が開催され、同協議会より(株)大阪有線放送社のみならず、(社)全国有線音楽放送協会会員にも正常化を要請した。

平成6年には、業界最大手の(株)大阪有線放送社から総務省に10年間を期限とする「正常化計画書」が提出されたが、その一方で新たな違法添架の実施も発見されるといった状況であった。平成7年には、正常化計画の前倒しを要請し、(株)大阪有線放送社から6年間を期限とする「新たな正常化計画書」が提示され、平成11年には期限を更に前倒しする計画が提出され、翌平成12年、(株)大阪有線放送社の正常化が完了した。

他方、キャンシシステム(株)については、平成14年に総務省に対し、平成17年度を期限とする「正常化計画」を提出した。

しかしながら、キャンシシステム(株)は平成15年8月、同年7月にキャンシシステム(株)の従業員の約1/3が大量一斉退職及び(株)大阪有線放送社の代理店設立、キャンシシステム(株)の顧客のダンピングによる勧誘²とこれらによる経営状態の悪化、(株)大阪有線放送社との訴訟対応などを理由として、正常化期限の延期を総務省に申し出た。

そして、平成15年10月に第33回正常化協議会幹事会が開催されて以降、正常化協議会は開催されず休眠状態となり、以後は、総務省単独でキャンシシステム(株)に対する指導を行うこととなった。

その後もキャンシシステム(株)は(株)USENとのトラブルや経営状態の悪化を理由として、総務省に対し、平成17年、平成19年と再三にわたって期限を延長した正常化計画を提出し、総務省もこれを受領してきた。さらに、現在は、同社において、平成25年度を期限とした正常化を計画するに至っている。

2. 検証に当たっての基本的な視点と検証の方法

(1) 検証に当たっての基本的な視点

本検討チームでは、第1回会合(3月9日)において、有線音楽放送業界の正常化の遅れと、これまでの有線音楽放送事業の正常化に対する総務省の取組についての検証を行うに当たり、キャンシシステム(株)等の(株)大阪有線放送社以外の事業者の正常化に対する総務省の過去の対応状況、当時の担当者の認識等について、過去の資料に基づく調査に加え、担当者に対するヒアリングを実施することとした。

有線音楽放送事業の正常化に対する総務省の取組に関する主な論点は、次の2点である。

- ① なぜ平成12年までに(株)大阪有線放送社のみが正常化されており、キャンシシステム(株)等の他の有線音楽放送事業者について正常化されていないのか。
- ② キャンシシステム(株)等の正常化が進まなかったのはなぜか。

なお、その際、検討チームにおいて、検証の基本的な視点として整理された事項は、以下のとおりである。

- ① (株)大阪有線放送社の正常化完了前(平成12年3月まで)
 - ・正常化協議会において(株)大阪有線放送社のみを正常化させ、キャンシシステム(株)について正常化できなかった経緯
 - ・正常化問題は、国会議員等の働きかけがある政治的な要素を含む案件と認識していたか。

² ダンピングであるとの認定につき、公取審決。

- ・また働きかけがあったなら、その者の名前、案件、回数
 - ・行政としての方針決定の方法
- ② (株)大阪有線放送社の正常化完了後（平成 12 年 4 月以降）
- ・正常化協議会においてキャンシステム(株)を協議事項として取り扱わず、総務省単独で正常化の指導を行うこととした理由
 - ・3 度の正常化期限延長について、延長理由の検証と総務省側の指導内容
 - ・延長により違法状態が放置されることについての認識
 - ・正常化問題は、国会議員等の働きかけがある政治的な要素を含む案件と認識していたか。
 - ・また働きかけがあったなら、その者の名前、案件、回数
 - ・行政としての方針決定の方法

(2) 検証の具体的方法

本検討チームにおいては、まず過去の資料調査として、文書として保存されている限りの正常化協議会の議事、国会議員とのやりとりの記録、国会会議録等の資料に基づく調査を行った。

その際、キャンシステム(株)の正常化について言及がある箇所について網羅的に抽出するよう努めるとともに、同社の正常化計画の延期に関する説明資料や、担当者の対応メモ等についても可能な限り確認した。さらに、有線音楽放送事業に関する国会議員の接触について、その回数、概要等をなるべく幅広く抽出した。

その上で、昭和 58 年の有線ラジオ放送法改正を受け、正常化に向けて本格的に動き出した時期である昭和 50 年代末から平成 21 年までの間の担当者 36 名に対し、ヒアリング項目を掲載した質問票及び現存する関係資料を送付後、事務局（情報流通行政局総務課）において、面談、電話・FAX 及びメールによるヒアリングを実施した。なお、具体的なヒアリング項目については検討チームの民間委員より示唆を受けつつ、事務局において整理した。

さらに、検討チーム委員により、上記検討結果から直接のヒアリングが必要であると判断した 6 名の担当者に直接ヒアリング（遠隔地勤務者は電話によるヒアリング）を実施した。

3. ヒアリングの概要

(1) ヒアリングの概要

ヒアリングは、時期を大きく 3 つに分類し、その時期に合わせてヒアリング項目をまとめた上で行った。

まず、はじめに、正常化に向けた大きな転換期として、昭和 58 年の有線ラジオ放送法改正、その直後の(株)大阪有線放送社に対する業務停止命令、告発等の動きから平成元年の正常化協議会開催に至るまでの間における有線音楽放送事業の問題についての認識、(株)大阪有線放送社の取組状況等についてヒアリングを実施することとした。

次に正常化協議会が設置されてからの対応状況について、正常化協議会における(株)大阪有線放送社及びキャンシステム(株)をはじめとする(社)全国有線音楽放送協会会員についての正常化に向けた状況把握及び指導状況等について、ヒアリングを実施した。

さらに、(株)大阪有線放送社正常化後の、正常化協議会の方針及び総務省側の指導内容等について、ヒアリングを実施した。

(2) ヒアリングの結果

ヒアリングの結果は、以下のとおりであった。

① (株)大阪有線放送社の正常化完了前（平成12年3月まで）

【昭和58年から昭和63年までの担当者】

(i) (株)大阪有線放送社以外の違法事業者についての認識

当時の担当者は、(株)大阪有線放送社系以外の事業者においても違法施設があったことを把握・認識していた。

また、すべての有線音楽放送事業者に対し、正常化について文書、口頭による指導を行っており、系列によって区別はしていない、と回答した者もいた。

(ii) 有線音楽放送問題に対する省内の捉え方

有線ラジオ放送法違反による業務停止命令が発せられる以前より、会計検査院による指摘（昭和52年）、国土交通省による(株)大阪有線放送社に対する監督処分（昭和56年頃）等があり、総務省は報道等で「行政の怠慢」などの批判を受けており、有線ラジオ放送法改正を受けて総務省への正常化要求がより強まった、と回答した者がいた。

また、「(株)大阪有線放送社は行政処分や告発を受けても挑戦的にケーブルを張り直すなど、他の事業者との違いが歴然としていた」、「圧倒的に事業規模が大きい(株)大阪有線放送社の正常化が社会的な要請であり、(株)大阪有線放送社以外の違法事業者の正常化はその後でという認識であった」と回答した者もいた。

(iii) 昭和60年告発後の(株)大阪有線放送社の正常化に対する態度の変化

(株)大阪有線放送社の正常化に対する態度に変化は見られなかった、と回答した者がいた。

(iv) 正常化に必要な期間等についての判断

まずは(株)大阪有線放送社の正常化に向けて、国土交通省、電力会社等にもきちんと対応してもらおうよう働きかけることに注力するなど、取組に着手はしたが、正常化に必要な期間等について具体的に議論する状況にはなかった、と回答した者がいた。

(v) 世論、議員との関係

当時の担当者は、有線音楽放送事業の正常化が国会議員、外部団体等の働きかけがある案件であることについて、事務引継、国会質疑、新聞雑誌等の情報から認識していた。

(株)大阪有線放送社の正常化に関わる世論や要望として、国会、マスコミ等で

大きく取り上げられたことを回答している者が多い。また、関係団体から(株)大阪有線放送社の違法状態是正に関する陳情があった、と回答した者もいた。

(株)大阪有線放送社以外の(社)全国有線音楽放送協会会員の正常化の猶予を求める要望や働きかけについては、当時の担当者は、なかった又は記憶にないとしている。

(vi) 行政としての方針決定の方法

当時、(株)大阪有線放送社の問題は社会問題化しており、総務省は組織を挙げて対応したこと、特に国会質疑対応が頻繁にあり局長への説明は必須であったことなど、稟議・決裁などにより適切に対応していた、と回答している。

【昭和 63 年から平成 12 年 3 月までの担当者】

(i) (株)大阪有線放送社の正常化に関する態度の変化

(株)大阪有線放送社社長が交代する平成 10 年までの間においては、一部に、(株)大阪有線放送社が正常化に向けた意向を示すなど同社の態度に変化が見られたとの回答もあったが、多くの当時の担当者は、正常化は遅延傾向にあったなどと、必ずしも高く評価されないと認識していた。

平成 10 年以降は、(株)大阪有線放送社の社長交代により同社の正常化への取り組みに向けて事態に変化が見られた、と当時の担当者は回答している。

(ii) 関係機関を巻き込んで正常化協議会を立ち上げた理由

有線音楽放送事業の正常化が行政課題であったこと、電柱への無断添架が違法の大きな要素であり、電柱事業者等が関係者となることから、これら関係者を巻き込んで正常化協議会を立ち上げた、との回答があった。

また、電柱所有者を巻き込むことが関係者間の連携の取れた対応を行う上で有効と考えたこと、総務省のみの問題としてではなく道路管理者・警察関係・電柱所有者といった関係者全員による正常化を考えたことを理由とする回答もあった。

(iii) 正常化協議会において、(株)大阪有線放送社のみを取り扱うこととした経緯

当時の担当者は、正常化協議会は(株)大阪有線放送社のみを対象としたものではないと認識していた。正常化協議会においてキャンシステム(株)の正常化の検討も行われた、と回答する者もいた。

また、(株)大阪有線放送社の違法の積滞、シェアの大きさ等から、まずは同社の正常化を進めようとした、との回答もあった。

(iv) 正常化に必要な期間等についての判断

当時の担当者は、違法状態の詳細な実態が不明であることを理由に、正常化には必要な費用、期間等の妥当性について具体的な判断を行う状況になかった、と認識していた。

正常化計画について、10 年の期間は長すぎるとの議論もあり、期間を 5 年とする指導を行ったことがある、との回答もあった。

また、(株)大阪有線放送社の正常化計画は、正常化協議会でヒアリングを行い、行政としては承認等の手続は行っていない、との回答もあった。

(v) (社)全国有線音楽放送協会会員の正常化状況の把握有無

実態把握ができていなかったとの回答もあるが、当時の担当者の多くは把握に努めていたとしている。地方局で実態把握を行っていた、との回答もあった。

また、正常化協議会メンバーからの報告やキャンシステム(株)へのヒアリングにより、キャンシステム(株)等の実態を把握していた、との回答もあった。

また、状況を把握する強制手段がないため、違法状態の実情の把握はできなかった、との回答もあった。

(vi) (社)全国有線音楽放送協会会員への正常化の指導有無

正常化の指導を行っていないとの回答もあるが、当時の担当者の多くは、キャンシステム(株)をはじめとする(社)全国有線音楽放送協会会員に対して指導を行った、との回答であった。

(vii) 正常化協議会における(株)大阪有線放送社の正常化フォローアップについての認識

(株)大阪有線放送社正常化後、「フォローアップ不要」との意見、「利用料を遡及して支払うこととなっており、それが履行されるかどうかをフォローアップすべき」との両方の意見があり、結果的に、低頻度でフォローアップのための正常化協議会の開催をすることが決定した、との回答があった。

また、実際の対応としては、当時の地方電気通信監理局を通じて、NTT、電力会社等に確認するなどし、(株)大阪有線放送社の正常化の取組状況を確認していた、との回答があった。

(viii) (社)全国有線音楽放送協会会員の正常化について正常化協議会において取り扱わなかった理由

(株)大阪有線放送社の場合、威力業務妨害のような過激な行動があったので、刑法のような強制力のある規定による対応もできたが、(社)全国有線音楽放送協会については、弱い規律の有線ラジオ放送法により対応することしかできず、強制力のある措置を制度的にとることができなかったため、正常化協議会は、休眠状態になってしまった、との主旨の回答があった。

(ix) 世論、議員からの働きかけ、正常化対応

当時の担当者は、国会議員等の働きかけがある案件との認識があった。なお、国会議員からの働きかけについては、ほとんどが(株)大阪有線放送社の正常化に関するものであった。

また、新聞報道、マスコミ取材、国会議員からの働きかけ、(株)大阪有線放送社の影響を受ける有線音楽放送事業者からの声・問い合わせがあった、との回答はあったが、多くの者が、一般世論からの要望は特になかったとの回答であった。

(株)大阪有線放送社以外の有線音楽放送事業者の正常化の猶予を求める要望や働きかけについては、回答者全員、なかったと回答している。

また、キャンシステム(株)他の有線音楽放送事業者の正常化に猶予を与えるために、(株)大阪有線放送社への指導を厳しく行っていると認識している者はいなかった。

さらに、多くは、(株)大阪有線放送社に気をとられてキャンシステム(株)等の指導がおろそかになったわけではない、との回答であったが、一部の者からは、(株)大阪有線放送社に気をとられて、他の有線音楽放送事業者への指導がおろそ

かになった面は否定できない、との回答もあった。

(x) 行政としての方針決定の方法

当時の担当者は、正常化協議会の立ち上げ、正常化協議会の運営のあり方、正常化協議会の方向性等、重要な意思決定をする際は、逐次、局長への報告・相談を行い意思疎通していた、と回答している。

また、正常化協議会の設置、本件に関連した地方への通達等の際には、文書決裁の対応をした、との回答もあった。

② (株)大阪有線放送社の正常化完了後（平成12年4月以降）

【平成12年4月以降の担当者】

(i) 正常化協議会における(株)大阪有線放送社の正常化フォローアップについての認識

平成17年頃まで担当していた者の多くはフォローアップの必要性を認識していたと回答しており、現に平成15年に開催された正常化協議会では、(株)大阪有線放送社の正常化の進捗状況が確認されている。

しかし、その後に担当した者の多くは、フォローアップの必要性についての認識がなかった、としている。

(ii) 他の有線音楽放送事業者に対する警告、指導の有無

一部を除き、多くの者はキャンシステム(株)に対しては、総務省は必要な指導を行い、また、同社からは指導に応じて定期的な報告が行われていた、との回答であった。なお、警告や指導を文書により行った、とする回答はなかった。

警告や指導を文書により行わなかった理由として、同社が正常化を行う意向を示していたこと、正常化の進捗状況の報告を定期的に受けていたことが挙げられていた。

(iii) (社)全国有線音楽放送協会会員の正常化について正常化協議会において取り扱わなかった理由及び総務省による指導内容等

キャンシステム(株)については、(株)大阪有線放送社同様、正常化協議会の枠組みを通じた正常化を目指したが、同社は正常化協議会を通じての正常化に応じなかったこと、正常化計画の進展が不十分であったことから、同社を参加させての正常化協議会開催に至らなかった、との回答があった。

一部の者からは、正常化協議会の枠組みによる正常化を果たすべく、総務省がキャンシステム(株)からヒアリングした内容を正常化協議会に報告する形での開催を行ったとの回答があった。

総務省へ進捗状況の報告を求め、必要な指導を行ったが、同社が正常化への取組自体は否定していなかったため、文書による指導を行わなかった、との回答もあった。

(iv) 正常化協議会が明確な解散ではなく、事実上開催されない中途半端な対応になっている理由等

平成17年頃まで担当していた者からは、キャンシステム(株)の正常化を進めるにあたっては、キャンシステム(株)が電柱所有者等の関係者と協議を行うことが

不可欠であるため、まずは関係者との具体的な協議を行うことを指導しており、協議の状況を踏まえ、必要に応じて正常化協議会を活用する考えがあった、との回答があった。

(v) キャンシステム㈱の正常化計画の妥当性判断及びその後の進捗管理

当初、キャンシステム㈱の正常化計画の期限については、期限の前倒しを求めたという回答があった。また、ほとんどの担当者がキャンシステム㈱から定期的に正常化の進捗状況の報告を受けており、電柱所有者である電力会社等の関係者に確認を行っていたとの回答もあった。

しかしながら、平成15年以降、キャンシステム㈱の社員の大量離脱等により、正常化作業に支障をきたしているとの報告を受けて以降、正常化協議会で情報共有し、キャンシステム㈱に対し正常化協議会での議論を踏まえ関係者との具体的な協議を進めること等の指導をしたものの、行政の側から正常化の期限を付す等の指導を行わなかった、との回答があった。

さらに、平成17年以降、正常化期限の延長については、キャンシステム㈱から正常化の進捗状況の報告の際、社員の大量一斉離脱等を原因とした経営状態の悪化により正常化の取組が遅れているという報告を受けていたが、一部の担当者を除き、電柱所有者等に対して、キャンシステム㈱の報告内容について確認を行っていなかった。

また、キャンシステム㈱から提出された正常化計画と進捗状況について、過去の計画から正常化期限が延長されていることを認識していなかった、との回答もあった。

(vi) ㈱大阪有線放送社正常化後の有線音楽放送業界全体の正常化に対する行政としての意思

多くの者は、有線音楽放送業界全体の早期正常化について重要課題として認識していた、との回答であった。

ただし、一部の担当者においては、在任期間中にキャンシステム㈱からの正常化計画提出がなく、早期正常化の必要性についての認識が希薄となっていたと認めざるを得ず、他の行政課題への取組を犠牲にしてでも早急に実現すべき課題であると認識していなかった、との回答があった。

なお、その後の担当者はキャンシステム㈱に対するヒアリングを実施し状況把握を行った上で、正常化を促す必要性を認識していた。

(vii) キャンシステム㈱の正常化期限先送りによる違法状態放置に対する意識

キャンシステム㈱における従業員大量一斉退職後の経営状況の悪化等による正常化対応困難化を考慮している回答が散見された。また、数十万本の電柱に及ぶ違反状況の確認の困難度を意識した回答もあった。

キャンシステム㈱には正常化に向けた取組姿勢が見られ、電柱所有者との話し合いもされていたことから、継続的な管理により正常化を進めさせるべきと考えていた、といった回答もあった。

(viii) キャンシステム㈱の正常化に対する姿勢及び熱意

キャンシステム㈱が正常化に真剣に取り組む姿勢がなかったとする回答は1名のみで、多くは、関係者との協議により正常化を前向きに進めている姿勢が見られた、との回答であった。

(ix) ㈱大阪有線放送社とキャンシステム㈱への指導の在り方のバランス

有線音楽放送事業問題に対する認識が不十分であったとするとごく少数の者を除き、大半の者が両社への指導の在り方がバランスを欠くという認識はなく、キャンシステム㈱に対しても厳正に対処した、との回答であった。

㈱大阪有線放送社が正常化に向けた指導に応じようとさえせずに違法行為を繰り返していたのに対し、キャンシステム㈱は正常化の意思表示を行い、徐々に計画を進捗させながら状況報告もしており、このような両社の取組姿勢への対応の違いが、行政としての措置内容の違いにつながった、との主旨の回答もあった。

(x) 世論、議員からの働きかけ、正常化対応

関係議員の動きがあることについて引継を受け、当初から国会議員等からの働きかけのある案件と認識していたと回答した者は、㈱大阪有線放送社の正常化完了直後の者のみにとどまった。

ただし、多くの担当者が、特定の国会議員が有線音楽放送業界と関係があることを承知しており、在任中、有線音楽放送の現状等について説明要求を受けた者もいたが、個別の事業者の正常化について、猶予を求めるなどの働きかけ、圧力があったとの明確な回答はなかった。

また、㈱大阪有線放送社に気をとられてキャンシステム㈱等他事業者への指導がおろそかになったとの回答や、キャンシステム㈱に猶予を与えるために㈱大阪有線放送社への指導を厳しく行ったとの回答はなく、公平・公正に対応していたとの回答が多かった。

(xi) 行政としての方針決定の方法

㈱大阪有線放送社の正常化完了以降は、正常化の意向を示しているキャンシステム㈱を着実に指導していくという方針が確定していたとして、状況報告等を行うことはあっても、その他の大きな方針決定はなかったため、局長まで決裁をとることはなかったとの回答が多かった。なお、キャンシステム㈱の届出に係る㈱USEN からの情報公開請求に関しては、一連の決裁処理を行ったとの回答もあった。

4. 正常化遅れの原因について（調査結果を踏まえた評価）

本検討チームでは、今回の調査期間が1ヶ月半という限られた期間であり、また行政側の視点から見た影響についてのみの調査であり、調査範囲等について限界があることを前提に、キャンシステム㈱の正常化の遅れについて関係資料による調査及び行政担当者へのヒアリング調査に基づき、以下のとおり評価結果を整理した。

(1) ㈱大阪有線放送社の正常化完了前（平成12年3月まで）

① ㈱大阪有線放送社の正常化を優先する取組の合理性

有線音楽放送業界において㈱大阪有線放送社が占めるシェア及び違法な施設の規模の圧倒的な大きさとその悪質さ、告発に至る経緯において見られたような行政に対する強硬な姿勢などを考慮すれば、行政及び電柱所有者がキャンシステム㈱等の他の事業者よりも、まずは㈱大阪有線放送社の正常化を進めたこと自体には合理性があると考えられる。

② 行政としての対応の甘さ

しかしながら、(株)大阪有線放送社の違法性があまりに大きかったために、相対的に同社以外の有線音楽放送事業者に対しての指導は甘くなった可能性がある。例えば、平成11年7月には(社)全国有線音楽放送協会より総務省宛に提出された文書において、(株)大阪有線放送社の違法共架が原因で、協会員は生き残りをかけて違法共架をはじめたと自らの違法を正当化し、また、(株)大阪有線放送社が正常化すれば自分達も正常化すると言った論理のすり替えを行っているにもかかわらず、(社)全国有線音楽放送協会及びキャンシステム(株)ほか協会会員各社を指導した形跡も残っておらず、総務省としても対応が甘かったと言わざるを得ない。

③ 国会議員等からの申し入れ等の合理性

なお、(株)大阪有線放送社の違法な事業拡大が、深刻な社会問題となっていたことや、有線音楽放送業界全体に与えた影響を考えると、国会における関心も高く、業界団体のみならず国会議員からの申し入れや接触が多数あったとしても、そのこと自体は合理性の範囲を超えるものではないと判断され、キャンシステム(株)の正常化の遅れとの直接の関係性も特に認められなかった。

(2) (株)大阪有線放送社の正常化完了後（平成12年4月以降）

① 正常化協議会での取り扱いに係る問題点

(株)大阪有線放送社が正常化を完了した以上、キャンシステム(株)等の他の有線音楽放送事業者の違法についても、例外なく正常化を推進すべき環境となった。本来、正常化協議会は(株)大阪有線放送社の正常化のみならず、有線音楽放送業界全体の正常化を目指したものであり、次は当然にキャンシステム(株)をはじめとする(社)全国有線音楽放送協会会員の正常化を関係者で進めるべきであった。

しかしながら、キャンシステム(株)が正常化協議会に参加することを拒んだこともあり、他の協議会メンバーからキャンシステム(株)について指摘されているにもかかわらず、総務省は(社)全国有線音楽放送協会が総務省の所管法人であることを理由に、キャンシステム(株)をはじめとする(社)全国有線音楽放送協会会員への指導については、まず総務省で一義的に行うこととし、正常化協議会において(株)大阪有線放送社と同様に扱わなかった点は公平を欠き、また進め方としても適切でなかったと言わざるを得ない。

② 行政課題としてのプライオリティの低下

また、正常化協議会が開催されていた時期の行政担当者は、いずれキャンシステム(株)について、正常化計画の目処が立った頃には、再度、正常化協議会に諮ることを考えていたようであるが、その後の担当者に引き継がれてはならず、正常化協議会は休眠状態となり、キャンシステム(株)の正常化について関係者で協議することはなかった。

このような行政側の対応状況をみると、(株)大阪有線放送社の正常化に伴い、有線音楽放送業界全体の正常化という行政課題について、プライオリティが下がってしまったのではないかということが推測される。そもそも電柱への無断添架・共架や、道路の不法占用といった総務省の所管ではない問題が中心であり、社会問題化していた(株)大阪有線放送社の正常化が完了して以降は、優先的な行政課題とすべき状況がなかったとも考えられる。

③ 行政担当者の問題意識の希薄化

さらに、有線音楽放送業界が昭和40年代後半以降、長きにわたって違法が継続しているという特異な業界であるという経緯が、行政担当者をして早期に違法状態を是正しなくてはならないという意識を希薄にさせ、キャンシステム(株)等が昭和58年に正常化の意思表示をして以来正常化を完了せず、長期にわたって違法状態となる原因となったと推測される。

キャンシステム(株)が、総務省に対し、正常化の意思を示している点で、行政担当者がかつての(株)大阪有線放送社と比較すると悪質さが異なるという認識を持っていたことも、法律に基づき厳正に対処する姿勢にならない要因となったと考えられる。さらに、キャンシステム(株)における大量離職とこれに伴う(株)USENとの民事訴訟といった事情が生じた結果、行政担当者の側で、キャンシステム(株)が正常化に向けた取組に十分な人員を割くことができない状況にあり、正常化期限の延長を申し出る以上の動きが取れないと判断し、当面、民事訴訟の行方を見守る対応になったと考えられる。

いずれにせよ、こうした行政担当者の問題意識の希薄化等が、人事異動に当たっての引き継ぎの不十分さにつながり、正常化期限延長等についての問題意識の認識の欠如等を招くとともに、正常化期限延長等についてのキャンシステム(株)の正常化計画の報告についても、計画を受領するのみで検証が十分行われていない等の対応の甘さにつながったといえるだろう。

④ 国会議員の働きかけと行政への影響

(株)大阪有線放送社正常化後は、同社の正常化前に働きかけをしていた国会議員のほとんどが有線音楽放送業界に無関心になっている。ただし、キャンシステム(株)の取締役でもある国会議員が、(株)大阪有線放送社の正常化について疑義を持っており、同社の正常化の検証を求める等の働きかけをし、(株)大阪有線放送社の過去の違法な事業拡張に照らし、キャンシステム(株)をはじめとする(社)全国有線音楽放送協会に所属する有線音楽放送事業者が正常化できていないことについて擁護する発言をしたことは認められるが、結果的にこれが具体的に行政の判断等に影響が及んだといえる証拠はなかった。

5. 今後の有線音楽放送業界の正常化に向けた提案

以上のような調査結果を踏まえると、キャンシステム(株)の正常化については、これまで総務省が同社からの定期報告を受けつつも、報告の内容の信頼性を裏付けるに足りる書類の証憑類の提出を求めておらず、電柱所有者、道路管理者等の関係者への確認も不十分であったため、報告内容を十分に検証した上での指導が行われていたとは言えない。

このため、今後の有線音楽放送業界の早期正常化に向けて、本検討チームにおいては、以下のような提案を取りまとめた。

(1) 事実関係を証する資料の提出

総務省においては、既に本年2月26日付けでキャンシステム(株)等に対して正常化の状況及び正常化計画の報告を求め、現在、報告内容の精査を行っているところであるが、今後も定期的に正常化の進捗状況について、事実関係を証する資料とともに報告を提出させることが不可欠である。

(2) 正常化協議会における検証等

また、㈱大阪有線放送社の正常化を進めた時と同様、電柱所有者や道路管理者等の関係者により構成される正常化協議会を開催し、関係者でキャンシステム㈱の報告内容及び正常化期限の検証を十分に行うとともに、必要に応じて電柱所有者や道路管理者等の関係者の資料と照らし合わせつつ進捗管理を行うことが重要である。

(3) 正常化期限の説得的根拠の追究

特に、正常化期限の設定に当たっては、従来、キャンシステム㈱が経営状態の悪化を理由として正常化を遅延させてきた経緯に鑑み、正常化期限の設定について客観的かつ合理的な根拠を求めるとともに、具体的な地域毎の正常化期限の設定に当たっては、現在までの正常化の進捗状況を踏まえ、有線ラジオ放送法に定める業務開始届出が可能な地域から優先的に行う等、関係者が協力して正常化に向けた取組を行うことで法的な正常化が順次、早期に達成されることが望ましい。

(4) 外部有識者の意見聴取

また、有線音楽放送業界の特異な歴史的経緯に鑑み、有線音楽放送業界の正常化の進捗状況については、総務省において正常化協議会以外の外部の有識者の意見を定期的に聴取する等により、社会一般の批判に耐えうるような形で正常化を進めることが必要である。

(5) 業務停止命令等による厳正な対応

その際、特に合理的な理由なく、正常化が遅延する場合には、有線ラジオ放送法に基づき、業務停止命令も含めた厳正な対応を取ることが必要である。

なお、過去、㈱大阪有線放送社の違法性の大きさから、相対的に同社以外の有線音楽放送事業者への指導が甘くなったことを踏まえ、今後、キャンシステム㈱のみならず、同社以外の有線音楽放送事業者についても、有線ラジオ放送法に基づき、適切な指導を行う必要がある。

この点、既に(社)全国有線音楽放送協会の会員社には有線ラジオ放送法に基づく報告を求めているが、一部の社において報告内容が十分ではない等の対応が見られることから、現在、総務省において指導を行っているところである。これらの社を含め、その他の有線音楽放送事業者についても、有線ラジオ放送法違反の事実が確認され次第、順次、法に基づき厳正に対応していくという姿勢が求められる。